

新型コロナ 支援

国民年金保険料の免除などを申請できます

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がり、納付が困難な場合は、臨時特例措置として簡易な手続きで国民年金保険料免除などの申請ができます。

対令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった人
※所得基準など詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

対象期間 令和2年2月～6月分(7月分以降は再度申請が必要)

申必要書類を草津年金事務所または国保年金課へ提出。
※申請は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

他必要書類など

- ・申請書
- ・所得の申立書(日本年金機構のホームページからダウンロード可)

※来庁での申請は上記の書類以外に、年金手帳(年金番号が分かるもの)、マイナンバーが分かるもの、免許証など本人確認ができるもの、印鑑が必要です。

年金事務所



日本年金機構
ホームページ

問ねんきん加入者ダイヤル (月～金曜日午前9時～午後7時、第2土曜日午前9時30分～午後4時) ☎0570(003)004
日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220 📠(562)9638
国保年金課 ☎・📠(582)1120 📠(582)1138

新型コロナ 支援

傷病手当金が支給されます

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の療養のため会社などを休み、事業主から給料や報酬などが受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

申請方法など詳しくは、国保年金課または後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

対 下記の条件を満たす人

- ・国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
- ・会社に雇用されており、新型コロナウイルス感染症に感染したまたは感染が疑われる人
- ・会社などを休み、事業主から休んでいる間の給料や報酬などが支払われない人

支給期間 令和2年1月1日～9月30日で、会社などを休んだ日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間(入院が継続する場合などは最長1年6ヵ月)

支給額 直近3ヵ月の給与と収入合計額 ÷ 直近3ヵ月の就労日数 × 3分の2 × 支給対象日数

問国保年金課 ☎・📠(582)1120 📠(582)1138
後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013
(後期高齢者医療制度の被保険者)

新型コロナ 支援

土木管理課からお知らせ 守山駅東口自転車駐車場の 定期利用料を還付します

新型コロナウイルス感染症対策として学校が臨時休校となった学生に対して、3月～5月分の定期利用料を還付します。

対新型コロナウイルス感染症対策として通学先の学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、短期大学、専門学校など)が臨時休校となり、当駐車場を利用しなかったまたは利用しない学生の定期利用者

申9月30日(水)までに必要書類などを添えて管理事務所へ申し込み。

他必要書類など

- ・還付申込書(ホームページからダウンロード可)
- ・学生証のコピー
- ・守山駅東口自転車駐車場利用承認申請書(定期券購入時の申請書)の本人控えのコピー
- ・自転車貼り付けシール(1ヵ月定期の人)
- ・自転車貼り付けシールの確認など(3、6ヵ月定期の人)
- ・印鑑

問株式会社ハウスビルシステム

☎06(6346)5454

(祝日を除く月～金曜日午前9時～午後5時)